

第21回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成23年10月21日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 21名

2番 鈴木俊郎	3番 平戸正己	4番 古川晃市
5番 葛田秀治	6番 武内章一	7番 小川良夫
8番 長谷川良二	9番 木村總一郎	10番 伊井勝實
11番 鳥海夫男	12番 鈴木弥須雄	14番 鶴岡公一
15番 葛田吉弥	17番 御園豊	18番 藤井幸光
19番 榎本雅司	20番 勝畑孟志	22番 渡辺喜一
23番 前橋勇	24番 川島三夫	25番 高橋一夫
27番 石井清治		

5 欠席委員 5名

1番 花澤信一	13番 遠山修	16番 石井文夫
21番 飯塚健史	26番 川名康夫	

6 出席事務職員 2名

鹿島事務局長 鈴木主査

◎開 会

平成23年10月21日午後3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第21回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中21名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、花澤信一委員、13番、遠山修委員、16番、石井文夫委員、21番、飯塚健史委員、26番、川名康夫委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

14番、鶴岡公一委員、17番、御園豊委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可分）を議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

本件は、下新田在住の方が経営移譲年金を継続して受給するため、農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。権利の種類は使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑ないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（知事許可分）

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（知事許可分）を議題とします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。本件申請内容につきましては、申請理由は離農を希望する譲渡人からの買い取りの申し出を受けての農業経営の拡大です。場所は、高谷字平山、字宮ノ前です。現地を確認いたしましたところ耕作されておりました。

会議資料4ページをごらんください。こちらに譲受人の君津市農業委員会からの経営実態証明書がございます。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、君津市農業委員会に確認いたしましたところ、遊休農地はなく機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、田についてはこれまでどおり水稻を、畑については栗畑とし、地域の農地の利用調整に協力し、農薬等の使用についても地域の防除基準に従うとのことです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、鈴木俊郎委員、お願いします。

○2番（鈴木俊郎君） 2番、鈴木です。10月15日の日に譲受人とお会いしまして説明を伺いました。大体の内容は今事務局がお話しになったとおりでございます。当地域には今回が初めての耕作地を求めるということなのですが、農業は奥さんと本人とこれから2人でやるということで、機械の移動方法等はトラックないしはコンバイン等はトレーラーで移動すると。それとここの人は今43歳なのですが、お父さんが亡くなられたために、東京で勤めていたのだけれども、やめてきて、これから農業をやるということで、これから本格的にやるので、少しでも多く規模拡大をしたいという希望であるということでお話を伺いました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可相当と決定します。

◎議案第3号 買受適格証明発行の件（委員会発行分）

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 買受適格証明発行の件（委員会発行分）を議題といたしますが、議案第3号については委員本人にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により議事参加できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

〇〇番、〇〇〇〇委員。

〔〇〇番 〇〇〇〇君退席〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、議案第3号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第3号につきましては、木更津税務署の実施する公売に参加するための買受適格証明の発行にかかわる案件で、場所は飯富字ウツギクネ、入札日は平成23年11月29日でございます。この入札に参加するための証明書の発行についてご審議いただくことと、この権利者が買受適格証明書の発行を受けまして入札で落札した場合、農地の取得でありますので、農地法第3条の許可が必要となります。この申請についても提出していただいておりますので、本申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をお願い申し上げます。申請理由は、自作地に隣接している農地であることから取得し、農業経営の安定を図りたいとのことでございます。

会議資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はなく、機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣で調和した農作業を実施しており問題ありません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いいたします。

○8番（長谷川良二君） 8番の長谷川でございます。昨日18日の日に〇〇さんと一緒に現地を見てまいりました。〇〇さんのイチジクをやっている畑のすぐ隣でございまして、草が相当高く生えておりますが、公売で落ちた場合にはきれいにするそうでございます。私としては機械も全部そろっておりますし何も問題ないと思っておりますが、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

〔〇〇番 〇〇〇〇君着席〕

◎議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第4号についてご説明申し上げます。

本件は、大曾根在住の方が自己所有の申請地に専用住宅を建築するため転用したいとする案件です。

総会資料7ページの位置図をごらんください。申請地は、県道南総昭和線と県道長浦上総線の交差点から北東へ約150メートルほど入った大曾根地区の集落内に位置しており、のぞみ野にも近接する区域内にある農地で、第2種農地であり、土地の所在等は議案記載のとおりでございます。

なお、農地面積につきましては214平米であります。農地以外で1筆ございまして、地目は山林で、合計で411平方メートルとなっております。雨水につきましては市道道路側溝へ排水し、汚水につきましては合併処理浄化槽により処理し、市道道路側溝へ排水するよう、市道道路占用許可の申請をしており、転用することに支障はないものと思われま。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、鳥海夫男委員、お願いします。

○11番（鳥海夫男君） 11番、鳥海です。17日の日に〇〇さんより連絡がありまして、家屋調査士の方と現地を確認いたしまして、図面のとおり宅地の真ん中でして、50メートルぐらいの、隣はのぞみ野団地で50戸連たんで県のほうは何かクリアできることになっているという話をしていました。現在兄の家に夫婦4人で同居しておりまして、何しろ狭いということで申請したそうです。よろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については許可相当と決定されました。

◎議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。
議案第5号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第5号についてご説明申し上げます。

本件は、市原市能満に在住の個人が、隣接地に在住する兄の所有する農地を使用貸借によって専用住宅用地に転用したいとする案件です。

総会資料の9ページの位置図をごらんください。申請地は、周囲に農地、住宅が混在する第2種農地であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。雨水につきましては市道道路側溝へ排水し、汚水につきましては合併処理浄化槽により処理し、市道道路側溝へ排水するため、市道道路占用許可書の交付を受けており、転用することに支障はないものと思われま

す。説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員、お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。今事務局がほとんどしゃべってしまったから余り自分のしゃべるところないのですが、図面の9ページと10ページです。それで使用貸借の関係です。兄の土地を妹さんが買いたい。家を建てかえると。家族はまだ夫婦2人なのですが、事情があって会社の社宅を壊されるから出なくてはいけませんという話です。それで〇〇さんの兄のほうを図面の後ろのほうだそうです。道路際に妹さんが建てたいというような話です。それと隣地関係にはほとんど余り問題がないと考えます。排水路は今事務局が言ったように道路の側溝に流したいというような話です。

それともう一つ、農振地域より除外してあるそうです、この土地は。現況はショウガと大豆がつくってありました。これを土盛りして建てたいそうです。

以上でございます。報告しておきます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） 農業委員会に出てきているから多分間違いはないと思うのですが、その点についてはどう。この辺開発が進んでいるから連たんがきくのかなという気がするのですけれども、その辺これ都市計画法は。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 開発行為の許可申請のほうをして市のほうで、都市計画課のほうで受け付けられています。

○19番（榎本雅司君） この図面だと周りの状況が、このままだとちょっと確認できないけれども、50戸連たんとなっているということか。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については許可相当と決定されました。

◎議案第6号の1から議案第6号の10 農地法第5条1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、農地法第5条1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題とします。

議案第6号の1ないし議案第6号の10については関連がありますので、議案第6号の1ないし議案第6号の10について一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号の1ないし議案第6号の10については、本件は、木更津市の有限会社が、申請地を川原井在住の方9名、木更津市在住の方1名から使用貸借により借り受け、砂利採取用地として一時転用している農地の期間を延長しようとする案件です。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校より南東へ約1.1キロの農用地区域内農地及び小集団の生産性の低い第2種農地であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。

申請内容としては、平成23年1月5日付で、平成24年1月31日までの承認を受けた期間を農用地区域内農地については平成24年11月24日まで、第2種農地については平成25年1月31日まで延長しようとする案件です。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） 22番の渡辺ですが、これは結構きてるような気がするのだけれども、今回これ何回目の延長なのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局長（鹿島秀明君） 2回目の延長になります。昨年度やっております。ただ今委員言われましたようにこういう事業期間というのは通常3年というのが一般的な期間ですので、その後1年ごとに更新というような形を県のほうから指導を受けております。また、農振区域についてなのですが、早く事業が終わるようにということで、今回は誓約書、事業者から県のほうへ、認可者のほうへ誓約書ないし、あと期間の延伸を二度としないという、そういう文面をつけて更新を認めていただいている案件でございます。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第6号の1ないし議案第6号の10について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号の1ないし議案第6号の10については許可相当と決定します。

◎議案第7号 平成23年度第6次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第7号 平成23年度第6次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第7号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が7件で4万6,832平方メートルとなっております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）6ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇さんですが、申請件数が2件で、申請面積は64.28アールと44.06アールの合計108.34アール、〇〇さんですが、申請面積は74.05アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は91.31アール、〇〇さんですが、申請面積は142.21アール、〇〇さんですが、申請件数が2件で申請面積は22.22アールと30.19アールの合計52.41アールとなっております。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） 3ページを見てほしいのですけれども、印鑑が横向きに押ししてしまっているのですね、〇〇さんなんて。この下のほうの捨て印。受け付けをするとき、もうちょっと気をつけて受け付けしたほうがいいのではないかなと思うのです。普通のメモ紙ではないのだから、きちんとやっばり形で印鑑を押してもらおうとか何かきちんとしてほしいと思うのですけれども。

○事務局長（鹿島秀明君） 今後気をつけます。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。農用地利用集積計画の各筆明細書の1ページのところで、こちらのほう〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのほうでの賃貸借のほうでございますが、賃貸借料について1等米60キロとなっております。こちらの1等米60キロというのは1反当たり60キロという形ですので、この場をかりて訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第7号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、報告第1号について説明いたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして局長専決にて処理いたしましたので報告いたします。なお、専決処理期間は平成23年9月1日から9月30日までです。

次に、報告第2号ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして局長専決にて処理しましたの

で報告いたします。なお、専決処理期間は平成23年9月1日から9月30日までです。

次に、報告第3号ですが、農地法第18条第6項の規定による解約等の通知がありましたので報告いたします。なお、専決処理期間は平成23年9月1日から9月30日までです。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） ないようでございますので、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第21回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後3時30分 閉会